

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月7日

【会社名】 三井海洋開発株式会社

【英訳名】 MODEC, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮崎俊郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03-5290-1200（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 高野育浩

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03-5290-1200（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部長 高野育浩

【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集（売出）金額】

|                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| その他の者に対する割当       | 15,120,649,400円 |
| 一般募集              | 6,969,590,360円  |
| オーバーアロットメントによる売出し | 1,089,940,600円  |

（注）1 その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年3月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年3月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

3 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年3月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

| 種類   | 発行数        | 内容   |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 9,535,800株 | 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。<br>単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1 平成26年4月7日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1)募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)3,096,000株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)6,439,800株の合計であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、464,200株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が当社株主である三井物産株式会社(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの内容等に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は平成26年4月7日(月)開催の取締役会において、一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式464,200株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 本第三者割当増資について」をご参照ください。
- 4 一般募集に関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
- 5 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年4月15日(火)から平成26年4月17日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

### (1) 【募集の方法】

| 区分          | 発行数        | 発行価額の総額(円)     | 資本組入額の総額(円)    |
|-------------|------------|----------------|----------------|
| 株主割当        |            |                |                |
| その他の者に対する割当 | 6,439,800株 | 15,120,649,400 | 7,560,324,700  |
| 一般募集        | 3,096,000株 | 6,969,590,360  | 3,484,795,180  |
| 計(総発行株式)    | 9,535,800株 | 22,090,239,760 | 11,045,119,880 |

- (注) 1 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照ください。
- 2 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年3月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【募集の条件】（一般募集）

| 発行価格（円）  | 発行価額（円）       | 資本組入額（円）    | 申込株数単位 | 申込期間  | 申込証拠金（円）        | 払込期日                   |
|--|---------------|-------------|--------|---|-----------------|------------------------|
| 未定<br>(注) 1、2<br>発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。 | 未定<br>(注) 1、2 | 未定<br>(注) 1 | 100株   | 自 平成26年4月18日(金)<br>至 平成26年4月21日(月)<br>(注) 3 | 1株につき発行価格と同一の金額 | 平成26年4月24日(木)<br>(注) 3 |

- (注) 1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成26年4月15日（火）から平成26年4月17日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（払込金額であり、当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受け取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.modec.com/jp/news/index.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
- 2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年4月14日（月）から平成26年4月17日（木）までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年4月15日（火）から平成26年4月17日（木）までとしております。
- したがって、  
発行価格等決定日が平成26年4月15日（火）の場合、申込期間は「自 平成26年4月16日（水） 至 平成26年4月17日（木）」、払込期日は「平成26年4月22日（火）」  
発行価格等決定日が平成26年4月16日（水）の場合、申込期間は「自 平成26年4月17日（木） 至 平成26年4月18日（金）」、払込期日は「平成26年4月23日（水）」  
発行価格等決定日が平成26年4月17日（木）の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、  
となりますので、ご注意ください。
- 4 一般募集の主幹事会社は野村證券株式会社及びS M B C日興証券株式会社（単独ブックランナー）であります。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（一般募集）へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。
- したがって、  
発行価格等決定日が平成26年4月15日（火）の場合、受渡期日は「平成26年4月23日（水）」  
発行価格等決定日が平成26年4月16日（水）の場合、受渡期日は「平成26年4月24日（木）」  
発行価格等決定日が平成26年4月17日（木）の場合、受渡期日は「平成26年4月25日（金）」  
となりますので、ご注意ください。  
株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国の各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】(一般募集)

| 店名            | 所在地               |
|---------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 本店 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |
| 株式会社みずほ銀行 本店  | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 |

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5) 【募集の条件】(その他の者に対する割当)

| 発行価格(円)    | 資本組入額(円)   | 申込株数単位 | 申込期間                                       | 申込証拠金(円)    | 払込期日                  |
|------------|------------|--------|--|-------------|-----------------------|
| 未定<br>(注)1 | 未定<br>(注)1 | 100株   | 自 平成26年4月18日(金)<br>至 平成26年4月21日(月)<br>(注)1 | 該当事項はありません。 | 平成26年4月24日(木)<br>(注)1 |

(注) 1 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一とします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2 5,010,000株を三井造船株式会社に、1,429,800株を三井物産株式会社に割当て、一般募集は行いません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

| 店名                   | 所在地               |
|----------------------|-------------------|
| 三井海洋開発株式会社 本店(経営企画部) | 東京都中央区日本橋二丁目3番10号 |

(7) 【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

| 店名            | 所在地               |
|---------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行 本店 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |

## 3 【株式の引受け】(一般募集)

| 引受人の氏名又は名称      | 住所                | 引受株式数      | 引受けの条件  |
|-----------------|-------------------|------------|---|
| 野村證券株式会社        | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  | 1,548,000株 | 1 買取引受けによります。<br>2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同じ額を払込むことといたします。<br>3 引受手数料は支払われません。<br>ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 928,800株   |   |
| 大和証券株式会社        | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 309,600株   |   |
| みずほ証券株式会社       | 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 | 309,600株   |   |
| 計               |                   | 3,096,000株 |   |

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円)     | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)     |
|----------------|--------------|----------------|
| 22,090,239,760 | 112,334,000  | 21,977,905,760 |

(注) 1 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成26年3月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額21,977,905,760円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって取締役会で決議された本第三者割当増資の手取概算額上限1,039,450,472円と合わせて、手取概算額合計上限23,017,356,232円について、全額を浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備(以下「FPSO」という。)のチャーター事業を営むために設立した各特別目的会社への投融資資金に充当する予定です。具体的には、平成27年1月に11,152,000,000円(内、出資金5,576,000,000円、貸付金5,576,000,000円)をCernambi Sul MV24 B.V.への投融資資金に、平成28年1月に11,700,000,000円(内、出資金5,850,000,000円、貸付金5,850,000,000円)をCernambi Norte MV26 B.V.への投融資資金に、残額が生じた場合は、平成28年5月にT.E.N. Ghana MV25 B.V.への投融資資金(出資金)に充当する予定であります。

なお、各特別目的会社は当社からの投融資資金をそれぞれのFPSOのチャーター事業に要する資金へ充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは平成26年12月末を弁済期日とした、当社の特別目的会社であるCernambi Sul MV24 B.V.のFPSOの建造資金としての短期貸付金へ充当する予定であり、弁済期日以降、各特別目的会社への充当期間までは安全性の高い金融商品等で運用していく予定であります。

なお、各特別目的会社の概要は以下のとおりであります。

| 名称                       | 住所   | 操業国  | 主要な事業の内容   | 当社持株比率 | 連結/持分法 |
|--------------------------|------|------|--|--------|--------|
| Cernambi Sul MV24 B.V.   | オランダ | ブラジル | 平成27年1月操業開始予定のFPSOのチャーター事業<br>(ブラジル沖合プレソルト層下油田セルナンビ・サウス鉱区向け) | 25.0%  | 持分法    |
| Cernambi Norte MV26 B.V. | オランダ | ブラジル | 平成28年1月操業開始予定のFPSOのチャーター事業<br>(ブラジル沖合プレソルト層下油田イラセマ・ノース鉱区向け)  | 25.0%  | 持分法    |
| T.E.N. Ghana MV25 B.V.   | オランダ | ガーナ  | 平成28年5月操業開始予定のFPSOのチャーター事業<br>(ガーナ沖T.E.N.油田向け)               | 25.0%  | 持分法    |

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 種類   | 売出数      | 売出価額の総額（円）    | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称               |
|------|----------|---------------|---------------------------------------|
| 普通株式 | 464,200株 | 1,089,940,600 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号<br>S M B C 日興証券株式会社 |

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案して行われる、一般募集の主幹事会社であるS M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの内容等に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[ URL ] <http://www.modec.com/jp/news/index.html>）（新聞等）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

#### 2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 3 売出価額の総額は、平成26年3月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

### 2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

| 売出価格（円）     | 申込期間  | 申込単位 | 申込証拠金（円）                | 申込受付場所   | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|-------------|---|------|-------------------------|--|----------------|----------|
| 未定<br>(注) 1 | 自 平成26年<br>4月18日(金)<br>至 平成26年<br>4月21日(月)<br>(注) 1 | 100株 | 1株につき<br>売出価格と<br>同一の金額 | S M B C 日興<br>証券株式会社<br>及びその委託<br>販売先金融商<br>品取引業者の<br>本店並びに全<br>国の各支店及<br>び営業所 |                |          |

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件（一般募集）」における株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、464,200株を上限として、一般募集の主幹事会社であるS M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、S M B C日興証券株式会社に對して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として付与します。

S M B C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

S M B C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

S M B C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、S M B C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、S M B C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、S M B C日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年4月15日(火)の場合、「平成26年4月18日(金)から平成26年5月16日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年4月16日(水)の場合、「平成26年4月19日(土)から平成26年5月16日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年4月17日(木)の場合、「平成26年4月22日(火)から平成26年5月21日(水)までの間」

となります。

## 2 本第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成26年4月7日(月)開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

- (1) 募集株式の数は、当社普通株式464,200株とします。
- (2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件(一般募集)」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。
- (3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。  
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 払込期日は、平成26年5月21日(水)から平成26年5月26日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とします。

## 3 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である三井造船株式会社及び三井物産株式会社は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。なお、三井造船株式会社及び三井物産株式会社の当社普通株式の保有方針は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」をご参照ください。

また、当社はS M B C日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(その他の者に対する割当に係る新株式発行、本第三者割当増資に係る新株式発行及び株式分割等に関わる発行若しくは交付を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、S M B C日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

## 4 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成26年4月7日(月)開催の取締役会において三井造船株式会社を割当先とする当社普通株式5,010,000株及び三井物産株式会社を割当先とする当社普通株式1,429,800株のその他の者に対する割当を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、三井造船株式会社は当社発行済株式総数の50.10%及び三井物産株式会社は当社発行済株式総数の14.99%をそれぞれ所有しておりますが、三井造船株式会社につきましては引き続き連結関係を維持するためにその他の者に対する割当を行うものであります。また、三井物産株式会社につきましては引き続き業務提携契約に伴う資本関係を維持するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

なお、その他の者に対する割当のうち三井造船株式会社を割当先とするその他の者に対する割当は、支配株主との取引等に該当します。かかるその他の者に対する割当の、当社が平成25年4月26日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」(注)の適合状況は以下のとおりです。

当社はその他の者に対する割当のうち三井造船株式会社を割当先とするその他の者に対する割当の内容及び公正性を平成26年4月7日開催の当社取締役会において審議し、取締役会決議をもって当社の「Code of Business Conduct and Ethics(企業倫理・行動規範)」に則り、かつ、一般募集及び三井物産株式会社に対する発行条件と同様に、三井造船株式会社に対する発行条件を決定しております。したがって、その他の者に対する割当のうち三井造船株式会社を割当先とするその他の者に対する割当は、上記「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合しています。

また、当社の独立役員であり、支配株主である三井造船株式会社と利害関係を有しない社外監査役である山本拓氏から、その他の者に対する割当は一般募集と同時に行われ、資金使途、発行条件等は合理的であり、また、割当先の現在の持株比率を上昇させるものでもないことから、総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見書を平成26年4月7日付で得ております。

その他の者に対する割当は、一般募集と同時かつ同条件にて行われることから、その発行条件等は公正性を有していると判断しておりますが、さらに公正性を担保するための措置として、上記のとおり、支配株主と利害関係を有しない上記社外監査役の意見書を得ております。なお、その他の者に対する割当に係る当社取締役会での決議に際し、支配株主との関係で利益相反となり得る立場の当社取締役である西畑彰氏(三井造船株式会社取締役経営企画部門担当を兼務)及び当社取締役である仁保信介氏(三井造船株式会社理事、エンジニアリング事業本部環境エネルギー・インフラ営業部長兼プラント営業部長を兼務)並びに当社監査役である坪川毅彦氏(三井造船株式会社取締役船舶・艦艇事業本部副事業本部長、千葉事業所担当を兼務)及び当社監査役である樋口浩毅氏(三井造船株式会社監査部長を兼務)は審議及び決議に参加しないことで、利益相反を回避するための措置を採っております。

なお、一般募集が中止となる場合は、三井造船株式会社及び三井物産株式会社を割当先とするその他の者に対する割当も中止いたします。

(注) 「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として「当社は、公正な取引の実施を「Code of Business Conduct and Ethics(企業倫理・行動規範)」に定め、親会社である三井造船株式会社との取引に際しても、この基準に則って一般の取引先と同様に価格や取引条件を合理的に決定しております。また、公正な取引の実施を含む当社グループのコンプライアンスの状況については、外部の弁護士をメンバーに含むコンプライアンス委員会を定期的開催して問題のないことを確認しております。」

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

(平成26年3月31日現在)

|  |   |  |                                |  |
|--|---|--|--------------------------------|--|
| a. 割当予定先の概要  | 名称  | 三井造船株式会社   |                                |  |
|  | 本店の所在地  | 東京都中央区築地五丁目6番4号  |                                |  |
|  | 直近の有価証券報告書等の提出日   | 有価証券報告書<br>事業年度 第110期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)   | 平成25年6月27日<br>関東財務局長に提出        |  |
|  |   | 四半期報告書<br>事業年度 第111期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)   | 平成25年8月9日<br>関東財務局長に提出         |  |
|  |   | 四半期報告書<br>事業年度 第111期第2四半期(自平成25年7月1日至平成25年9月30日)   | 平成25年11月11日<br>関東財務局長に提出       |  |
| 四半期報告書<br>事業年度 第111期第3四半期(自平成25年10月1日至平成25年12月31日) |   | 平成26年2月12日<br>関東財務局長に提出  |                                |  |
| b. 提出者と割当予定先との関係                                   | 出資関係  | 提出者が保有している割当予定先の株式の数<br>(平成25年12月31日現在)  | 該当事項はありません。                    |  |
|  |   | 割当予定先が保有している提出者の株式の数<br>(平成25年12月31日現在)  | 23,251,000株(当社の発行済株式総数の50.10%) |  |
|  | 人事関係  | 平成26年3月28日現在において、当社の役員12名(取締役8名、監査役4名)のうち、取締役2名及び監査役2名は割当予定先の役職員が兼務しております。また、割当予定先の従業員9名が、当社へ出向しております。 |                                |  |
|  | 資金関係  | 該当事項はありません。  |                                |  |
|  | 技術又は取引等の関係  | 当社は割当予定先との間において、事業上の重要な取引はありません。   |                                |  |
| c. 割当予定先の選定理由                                      | 割当予定先は、当社の発行済株式総数の50.10%を保有する当社の親会社であり、また、当社グループの経営に対する総合的な助言を得ることを目的として、当社は同社から取締役2名及び監査役2名を受け入れております。当社は、割当予定先がその保有比率を維持し、当社と割当予定先との連結関係が維持されることが事業運営上重要であると考え、割当予定先として選定いたしました。  |  |                                |  |
| d. 割り当てようとする株式の数                                   | 当社普通株式 5,010,000株   |  |                                |  |
| e. 株券等の保有方針  | 割当予定先は、保有する株式及び割当により取得する株式を中長期的に保有することを予定しています。<br>当社は割当予定先との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。<br>なお、割当予定先は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。 |  |                                |  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| f . 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が提出した第111期第3四半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。                             |
| g . 割当予定先の実態      | 割当予定先は株式会社東京証券取引所に上場しており、割当予定先が同取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。 |

(平成26年3月31日現在)

|   |   |   |                               |  |
|---|---|---|-------------------------------|--|
| a. 割当予定先の概要   | 名称  | 三井物産株式会社  |                               |  |
|   | 本店の所在地  | 東京都千代田区大手町一丁目2番1号   |                               |  |
|   | 直近の有価証券報告書等の提出日   | 有価証券報告書<br>事業年度 第94期(自平成<br>24年4月1日至平成25年<br>3月31日)   | 平成25年6月21日<br>関東財務局長に提出       |  |
|   |   | 四半期報告書<br>事業年度 第95期第1四半期<br>(自平成25年4月1日<br>至平成25年6月30日)   | 平成25年8月13日<br>関東財務局長に提出       |  |
|   |   | 四半期報告書<br>事業年度 第95期第2四半期<br>(自平成25年7月1日<br>至平成25年9月30日)   | 平成25年11月13日<br>関東財務局長に提出      |  |
| 四半期報告書<br>事業年度 第95期第3四半期<br>(自平成25年10月1日<br>至平成25年12月31日) |   | 平成26年2月13日<br>関東財務局長に提出   |                               |  |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係  | 出資関係  | 提出者が保有している割<br>当予定先の株式の数<br>(平成25年12月31日現在)   | 該当事項はありません。                   |  |
|   |   | 割当予定先が保有してい<br>る提出者の株式の数<br>(平成25年12月31日現在)   | 6,957,500株(当社の発行済株式総数の14.99%) |  |
|   | 人事関係  | 平成26年3月28日現在において、当社の役員12名(取締役<br>8名、監査役4名)のうち、取締役1名は割当予定先の執<br>行役員が兼務しております。また、割当予定先の従業員4<br>名が当社へ出向しております。 |                               |  |
|   | 資金関係  | 該当事項はありません。   |                               |  |
|   | 技術又は取引等の関係  | 当社は割当予定先との間でFPSO等に関する事業の共同推進<br>を行っており、平成22年2月26日に業務提携契約を締結し<br>ております。                                      |                               |  |
| c. 割当予定先の選定理由   | 割当予定先は、当社の発行済株式総数の14.99%を保有す<br>る当社の主要株主であり、当社が推進する油田開発のため<br>のFPSO等のリース、オペレーション及びチャーター事業に<br>おいて、FPSO等の保有及びリース、オペレーション及び<br>チャーターを目的として当社が設立する特別目的会社に対<br>して、当社と共同で投融资等を行っております。今後も深<br>海域における海洋油田・ガス田の開発・生産活動が引き続<br>き活発に推移し、FPSO等の需要拡大が予想されることに鑑<br>み、割当予定先の経営資源、顧客基盤を活用することで、<br>海外のコントラクターに伍して当社のプレゼンスを高め、<br>競争力を強化することができます。また、チャータープロ<br>ジェクト1件あたりの規模が大型化し、チャータープロ<br>ジェクトに要する資金額が大幅に上昇していることから、<br>割当予定先との業務提携を通じてチャータープロジェクト<br>における同社との協力関係を強化することにより、プロ<br>ジェクトの信用力を高め、金融機関からの資金調達力を強<br>化する必要があります。そのため、当社は、平成22年2月<br>26日付で割当予定先と業務提携契約を締結しております。<br>かかる当社の業務戦略上極めて重要な会社である割当予定<br>先との協力関係が維持されることが、当社の企業価値及び<br>株主価値を向上するためには最善の方策であると判断し、<br>同社を割当予定先として選定いたしました。 |   |                               |  |
| d. 割り当てようとする株式の数  | 当社普通株式 1,429,800株   |   |                               |  |

|                   |  |
|-------------------|--|
| e . 株券等の保有方針      | <p>割当予定先は、保有する株式及び割当により取得する株式を中長期的に保有することを予定しています。</p> <p>当社は割当予定先との間におきまして、払込期日より2年間において、割当新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。</p> <p>なお、割当予定先は、S M B C日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、S M B C日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社普通株式の売却等を行わないことに合意しております。</p> |
| f . 払込みに要する資金等の状況 | <p>当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が提出した第95期第3四半期報告書により、割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。</p>   |
| g . 割当予定先の実態      | <p>割当予定先は株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、金融商品会員制法人札幌証券取引所及び金融商品会員制法人福岡証券取引所に上場しており、割当予定先が同取引所に提出しているコーポレート・ガバナンス報告書に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。</p>  |

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

上記のその他の者に対する割当の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当し、当社において適切な決定方法であると判断しております。したがって、その他の者に対する割当は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年4月7日（月）開催の取締役会において、出席監査役2名（うち社外監査役1名）が適法である旨意見を表明しております。

### b 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

その他の者に対する割当により発行される株式数は6,439,800株（議決権の数64,398個）であり、平成25年12月31日現在の当社の発行済株式総数46,408,000株に対する割合は13.88%（平成25年12月31日現在の総議決権数464,007個に対する割合は13.88%）に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本第三者割当増資により発行される合計株式数は最大10,000,000株（議決権の数最大100,000個）であり、平成25年12月31日現在の当社の発行済株式総数46,408,000株に対する割合は最大21.55%（平成25年12月31日現在の総議決権数464,007個に対する割合は最大21.55%）に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、当社グループが事業活動を発展させていく上での重要な事業分野であるFPS0等のリース、オペレーション及びチャーター事業の拡充を目的として、FPS0等のチャーター事業を営む当社が設立した特別目的会社への投融資資金へ充当する予定であり、これは、当社の収益力向上を通じた企業価値の向上及び株主価値の増大に貢献するものと考え、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。なお、資金使途につきましては、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」をご参照ください。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称  | 住所   | 所有株式数<br>(千株) | 総議決権数に<br>対する所有議<br>決権数の割合<br>(%) | 割当後の<br>所有株式数<br>(千株) | 割当後の総議<br>決権数に対す<br>る所有議決権<br>数の割合<br>(%) |
|---|--|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| 三井造船株式会社  | 東京都中央区築地5 - 6 - 4  | 23,251        | 50.11                             | 28,261                | 50.11                                     |
| 三井物産株式会社  | 東京都千代田区大手町1 - 2 - 1  | 6,957         | 14.99                             | 8,387                 | 14.87                                     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 東京都港区浜松町2 - 11 - 3   | 756           | 1.63                              | 756                   | 1.34                                      |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)   | 東京都中央区晴海1 - 8 - 11   | 581           | 1.25                              | 581                   | 1.03                                      |
| ピクテ アンド シー ヨーロッパ エス エー<br>(常任代理人 株式会社三井住友銀行)                        | 15A, AVENUE J.F. KENEDY L-1855 LUXEMBOURG<br>(東京都千代田区大手町1 - 2 - 3)                     | 579           | 1.25                              | 579                   | 1.03                                      |
| ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505103<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部) | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A<br>(東京都中央区日本橋3 - 11 - 1)                 | 546           | 1.18                              | 546                   | 0.97                                      |
| エバーグリーン<br>(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)                                    | P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA<br>(東京都千代田区丸の内2 - 7 - 1)            | 540           | 1.16                              | 540                   | 0.96                                      |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 385166<br>(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)                | 25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM<br>(東京都中央区月島4 - 16 - 13) | 285           | 0.61                              | 285                   | 0.51                                      |
| 株式会社SBI証券   | 東京都港区六本木1 - 6 - 1  | 253           | 0.55                              | 253                   | 0.45                                      |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)   | 東京都千代田区大手町2 - 2 - 2  | 251           | 0.54                              | 251                   | 0.45                                      |
| 計   |  | 34,002        | 73.28                             | 40,442                | 71.71                                     |

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年12月31日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。



## 第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.modec.com/jp/news/index.html>）（以下「新聞等」という。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
2. 募集又は売出しの公表後における空売りについて
  - (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
  - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

(注) 1 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

  - ・先物取引
  - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）等の空売り
  - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

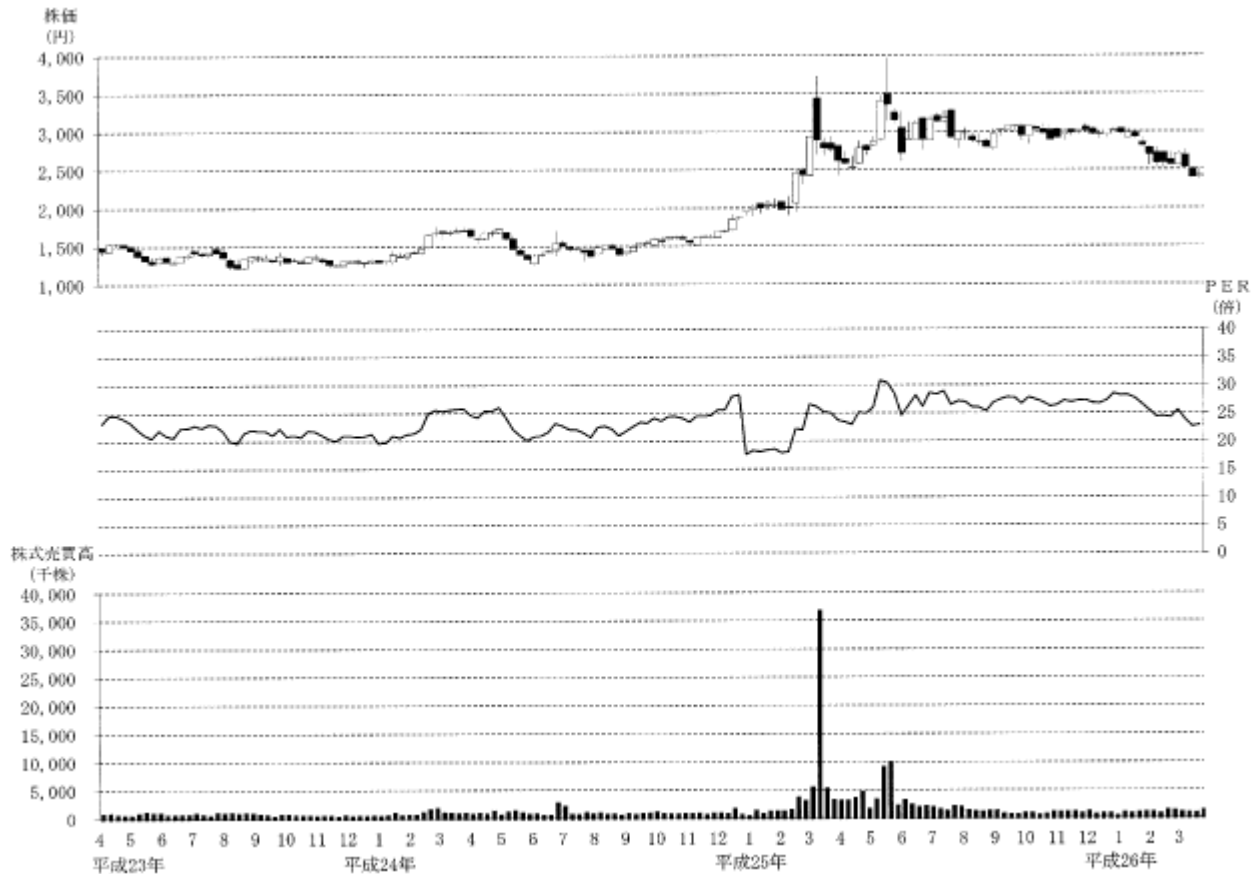
2 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

- ・ 第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

## 1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年4月4日から平成26年3月28日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益 (連結)}}$$

平成23年4月4日から平成23年12月31日については、平成22年12月期有価証券報告書の平成22年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年1月1日から平成24年12月31日については、平成23年12月期有価証券報告書の平成23年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成25年1月1日から平成25年12月31日については、平成24年12月期有価証券報告書の平成24年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成26年1月1日から平成26年3月28日については、平成25年12月期有価証券報告書の平成25年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

## 2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年10月7日から平成26年3月28日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第28期（自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日）平成26年3月28日関東財務局長に提出

#### 2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年4月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月28日に関東財務局長に提出

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります第28期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成26年4月7日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書に記載された内容を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成26年4月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 事業等のリスク

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 業績の変動要因について

プロジェクト1件当たりの受注高が多額であること

海洋油田の規模や石油生産量に対応して、浮体式海洋石油・ガス生産設備は大型化する傾向にあります。当社がFPSO等の建造を行う場合の受注額は、最近におきましては1件につき1千億円を超える大規模なものとなっております。

FPSO等の建造には2年から3年を要しますが、工事進行基準にて計上する売上高は、特定の事業年度に集中することが多くなります。従って、受注または進行中のプロジェクトの販売形態、数、受注規模及びFPSOを保有する事業会社への出資比率によって、当社グループの業績は大きく変動する可能性があります。

石油開発会社の開発動向

原油価格の高値圏での推移が続いていることから石油開発会社の開発投資に対する意欲は高く、海洋油田の発見が探査の行われていなかった大水深海域に拡大していることを背景として、浮体式海洋石油・ガス生産設備の稼働数及び発注数は増加してきました。

しかしながら、原油価格の下落が続いた場合や、海洋油田が所在する国や地域における政治・経済等の情勢が著しく変化して原油価格が変動、低迷するような場合には、石油開発会社の投資動向が影響を受ける可能性があります。石油開発会社が投資を縮小する場合、まず探鉱活動に対する投資から着手しますが、長期にわたって市況が低迷すると開発投資を縮小することになり、当社グループもその影響を受ける可能性があります。

#### 進行中のプロジェクトの中断等によるリスクについて

当社グループが石油開発会社に提供しているFPSO等のリース、チャーター及びオペレーションに関わるサービスは、契約期間も長期にわたっており、安定した収入を期待できる事業であります。

操業を行っている海域における台風等の自然災害や、鉱区を保有する国の政情などによってサービスの提供が中断するリスクについては、客先である石油開発会社との契約において当社グループの免責を明文化することや保険の付保といった手段によって当社グループに損害が及ばないように努めております。

しかしながら、事前に予期することが困難な事態の発生によってプロジェクトが中断した場合には、当社グループの業績に一時的な影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替変動の影響について

当社グループは海外での事業を中心としており、連結売上高に占める海外売上高の割合は平成25年12月期においてほぼ100%となっています。

販売先やFPSO等の建造工事に係る仕入先及び外注先など取引先の多くは海外の企業であるため、事業上の取引及び資金収支の大半は米ドルを中心とした外貨によっております。従って、取引やその決済収支において為替変動による影響を直接受けることはありません。

しかしながら、決算上は外貨建ての資産・負債、収益・費用を円貨に換算する割合が大きいため、決算日における為替相場の変動は連結決算上の円貨換算額に影響を与える可能性があります。

### (2) 財務内容について

FPSO等の浮体式海洋石油・ガス生産設備の建造にあたっては多額の資金を要するほか、これを当社グループが保有して石油開発事業者にリース、チャーターを行う場合は、そのリース、チャーター期間が10年を超えるなど建造資金の回収に長期間を要することになります。

当社グループはこうした事業資金を主に借入金によって調達しているため、平成25年12月末における連結ベースの借入金残高は26,504百万円で、負債純資産合計に占める割合は12.3%となっております。

当社グループでは金利スワップを用いるなど金利変動リスクの低減に努めておりますが、金利の変動によって当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

また、今後もFPSO等に係る新規プロジェクトを開始する場合には、新たに資金調達を行う必要があります。当社グループは、プロジェクトの推進にあたり総合商社をはじめとする事業パートナーとの連携によって資金負担の低減を図るほか、プロジェクトファイナンスの利用によるリスクの遮断も行う方針であります。

しかしながら、入札にあたって所要資金を十分に調達することが困難であったり、金利等の資金調達条件が悪化した場合には、プロジェクトの受注及び収益性に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) PETROBRAS社による訴訟の提起について

当社グループは、平成9年3月にブラジルのMARITIMA PETROLEO ENGENHARIA LTDA (MARITIMA社) が受注し、当社が共同受注者として参画したFPSOプロジェクトに関して、ブラジルにおいてPETROBRAS社より訴訟の提起を受けております。

訴状によれば、PETROBRAS社はMARITIMA社が本プロジェクトに関して外部業者への支払不履行を起こした際、プロジェクトの遅延を懸念してこれらの費用を立て替えて支払ったが、MARITIMA社がこの費用の返還請求に応じなかったため、同社と同社の子会社であるMARITIMA OVERSEAS, INC.及び共同受注者であった当社に対する返還請求訴訟を提起した、とされております。

当社グループは訴訟の対象となっているプロジェクトにおいて所掌業務を問題なく完了しており、問題とされている取引に関与していないこと、また受注に際してMARITIMA社と締結した契約において所掌業務以外の事項に関する当社の免責を確認していること等により、当社グループには支払い義務がないものと認識しております。

なお、PETROBRAS社による返還請求額は42,465千米ドル及び資金返還日までの金利相当額であります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井海洋開発株式会社 本店

(東京都中央区日本橋二丁目3番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部 【特別情報】

該当事項はありません。